

白井第三小学校区まちづくり協議会 第5回規約検討委員会 議事録

書記:大野 彰

日時 令和3年7月31日(土) 18:00~20:00

会場 富士センター大集会室

出席者 委員9名

支援チーム 1名 市民活動支援課 4名

配布資料 ①第4回規約検討委員会議事録

②資料1 白井第三小学校区まちづくり協議会設立準備会
第5回規約検討委員会 検討資料(210731)

③資料2 白井第三小学校区まちづくり協議会規約(案)

④資料3 白井第三小学校区まちづくり協議会設立準備会に参加している団体

⑤資料4 代議員数の検討資料

司会 市民活動支援課 保科係長

緊急事態宣言が明後日より発令されることになっているが、まちづくり協議会ではできることを一步一步進めていきたい。

第4回委員会の振り返り:

資料1を参照。これを参考に各条項の検討を行った。資料の中の「検討委員会案」が一応決定した内容である。1ページ目の「事業」で四角に囲った部分は前回では深堀はしなかった。前回は2ページ目の「役員」のところを主に話し合い、当初の8条と9条を一本化し8条として入れることにした。3ページ目の9条については一つ条項を統合したためひとつずつ繰り上がっている。即ち、もともと10条であったものが9条となっている。「役員の任期」に関してはそのままここには入れていない。前回の会議では代議員の数についての話もあった。本日は「富澤(案)」の12条からスタートするのでよろしく願いたい。今回の代議員数の検討資料として資料3と4を準備した。

規約(案)の検討について:

富澤副委員長:(富澤案の)代議員数については世帯数や会員数は別にして運営をするため数は多くなくとも形になっていけばよいとの考えで入れた。

齋藤委員:役員の総数は全部で何人か? 執行する側で原案を決めて総会にかけるので、それに関して表決するのは代議員であることは分かるが、その人数の比率に対し極論を言えば、例えばこちら側の人数が30人で代議員が20人という話になってしまう。

保科係長:部会の数はまだ確定していない。

齋藤委員:資料3と4で自治会イコール協議会、等がかぶってくる。それを単純に比率で考えるのであれば自治会の会員の数となる。自分の自治会で把握していた数(資料3)と資料4の区域内世帯数が異なり、自治会に入っていない人たちがいる。

それを考えるとそういう人達をどうするか皆さんの考え方を聞かせてほしい。

川上リーダー:世帯数というのは、そもそもまちづくり協議会が何であるかを考えた時に第三小学校区に住

んでいる全ての皆さんが関わりを持っていただきたいというのが主旨で、自治会に入るか入らないかは個人の見解である。ただ行政の考え方としてはその地区内に住む皆さんがどれぐらいいるのかということのを常に頭に入れておかなければならない。各自治会の範囲の中でこれだけの人口や世帯があるということは知っておかなければならない。従ってこれは資料に入っていないなければならない。

齋藤委員:加入割合は付帯的な意味となるのか？

川上リーダー:逆に言えば、未加入の方がこれだけいるということはこの地区の魅力をもっと高めて全ての皆さんに入って頂く、そういうことをやっていくのがまちづくり協議会のテーマでもある。

齋藤委員:ワンルームに居住する1人住まいの人が自治会に入るメリットは何もない。防犯灯のようそういう人も自治会に保護されているといううたい文句はあるかもしれないが、ワンルームに住む独り住まいの人達を勧誘しないから入ってくれないという言い方にすればそれはおかしくなる。

島森委員長:我々がやっているのは小学校区全域を網羅するためにやっている。そのため自治会へ入会しているかいないに関わらずすべてをカバーしなければならない。

保科係長:世帯数というのは住民基本台帳に基づいている。第三小学校区の世帯数としては区域内世帯数が基本となってくる。

川上リーダー:今この数を出した理由は代議員の数をどのように算出するのかということからきている。そのためには基礎データが必要となる。従ってこの数字はこの地域の実態を表しただけのことである。ここでやることはまちづくり協議会の組織全体を固めていく上でどういう配分にするのが適正であるのかを議論することである。

保科係長:第12条の代議員数について(A)、(B)、(C)案にはそれが入っていない。(C)案では評議員となっている。(B)案では役員、委員、顧問だけで総会となっている。(A)案は構成員となっている。第三小学校区で考えると構成員は全部となり、それでは総会を成立させるのが難しいため代議員を選び総会をやるということになっている。そこでの評議員と代議員はほぼイコールである。

齋藤委員:規約の中で使う文言は代議員となっている。

川上リーダー:呼び方としてはどちらでもよいが、構成するのを直接民主制でやるのかそれとも間接民主制でやるのかである。即ち全体の中の選ばれた人たちを集めて総会を構成するのか、全部を集めるのかである。

名称については代議員でよければそれでよい。

富澤副委員長:人数については別問題である。

保科係長:人数については会議を成立させるために多すぎず少なすぎずである。第三小学校区のエリアとまちづくり協議会に参加している団体等からまんべんなく議決権をもった代表者に出いただくということを考えたときにどれぐらいの人数がふさわしいかを案として考えてもらう。富澤副委員長から出されたのは多すぎず少なすぎずを考えた場合20人位が妥当ではないかということであった。

富澤副委員長:役員の数は20人であり、前から入っている人たちの数が約10人で新たに会長になった方を含めると13人位となる。そのほかに一般公募をするか或いは各団体や自治会から2人ずつ

入ってもらうかである。それらを考えていくとおのずから人数が決まってくる。

保科係長:現在設立準備会に参加している団体は、自治連合会第三小学校区支部を一つにまとめそこに自治会が入っていることを考えると、それ以外に17団体がまちづくり協議会に参加している。また自治連合会第三小学校区支部としてではなく自治会として考えると26団体となる。それらの団体から一人ずつ出すとなると既に26人となる。例えば資料3の6番「白井第三小学校 PTA」と7番「白井第三小学校」は児童数であるのでこれは代議員には入れないので「白井第三小学校 PTA」のみとなる。

齋藤委員:代議員になった方が自分の認識で PTA からの代表の代議員であるという感覚で臨むのと、自治会の代表であるのとはだぶってしまう。そこにはギャップがある。

保科係長:その時の代表者の身分はいろいろかもしれないが、第三小学校区に住んでいることは共通であるのでそれに関しては深堀する必要は無い。

齋藤委員:代表者には「高齢者クラブ」があるがこれを出す必要があるのか、自治会としてでもよいのではないか。

富澤副委員長:それはせっかく代表であるので、これはこれで重視した方が良い。代表は代表で役員になった人とその中でならなかった人が代議員の方に入ってもらって参加してもらった方が公平な感じがする。

橋本委員:人数の構成というのは多くの市町村でも既に先輩たちがやっているもので、どういう構成になっているのかについては調べているのか？

保科係長:代議員は団体から出ている。

橋本委員:それは積み上げ方式で足し算となる。ではなく総枠としてどういう比率で役員対代議員を構成するのが当然あるはずである。

保科係長:比率としては見ていない。

橋本委員:それが押さえられないと団体の数によりどんどん積み上げられていく。そのため総枠を押さえる必要がある。

松岡課長:まち協もまちづくりにあたっていろいろな設立マニュアルを出している。その中に規約例がありそこでは〇人となっている。その留意事項としては構成員の総意をできる限り反映できるようなものを地域の実情に合わせて構成する必要があるとなっている。どこかの協議会の規約をピンポイントで見に行けばおおよその傾向は分かるかもしれない。

橋本委員:一つの目安としてコントロールしなければどんどん膨らんでしまう。

松岡課長:イメージがつかないということであれば5つぐらいの具体的な協議会の規約を見、具体的構成員と代議員のバランス等の見当をつけることは調べれば可能であると思われる。

島森委員長:組織図をみると執行部としては部会長をいれて16、7名である。代議員が20名とするとどうか。

富澤副委員長:別の見方として、第三小学校区がまちづくりで総会をやろうとすると場所はどこになるか？場所としては富士センターの大集会室となり、現在の収容人数の上限は50人である。それをオーバーすると皆が集まる総会はできなくなる。

齋藤委員:その総会はまちづくり協議会の設立総会を基準としてのことである。設立総会の内容とその後の定期総会はイコールではない。

島森委員長:ここで決まった規約は総会后そのままずっと続いていく。

齋藤委員:人選、組閣についての規約は流動的にしないとその後に繋がらない。

川上リーダー:そもそも規約とは何のために作るのか。規約そのものはまちづくり協議会を存立させるためのものであり永続的に続くためのものである。そのため設立のための規約とその後の規約の内容が異なるということはある得ない。設立総会までは皆さんでいろいろ議論をし、それで行けるとなったら正式の規約として総会の議決が得られれば成立して動き出すことになる。

齋藤委員:設立総会で決めたことがその他の総会として生かすということで要するに生き物みたいなものである。

川上リーダー:そうではなく、議論はそこまでである。設立総会にかけて議案として審議頂く。今その議論を行っている。

齋藤委員:今その議論は設立総会までならこういう議論である、組閣に関しては特にそういうことで決まらない。

富澤副委員長:それとこれとは違う。一緒にしても話は進まないの分けた方が良い。

川上リーダー:そういう議論も含め、設立総会を開く段階では全てが決まっていなければおかしい。そのため組閣の話が前と後で違うというのにはあり得ない。その時には提案をして規約に決まればそれに伴う人事案件を出し、それに基づき会長は誰、副会長は誰、役員は誰だれという形のもの審議しそこが可決すれば成立となる。それ以降は規約に従って定期的に改選をしたりしていくことになる。

齋藤委員:ということは、代議員の数はここで決めた数を総会でこれでよいという質疑を問わないということか？

川上リーダー:それは総会の時にそういうことを全て決定して議決を頂くことになる。すべてを決めた形で提案をすることになる。

齋藤委員:決まったものに表決をとるのか？

川上リーダー:そこで決まったものというものはない。議案として決めたものをその場でこれでよいのかをかけて総会で議決を頂ければ正式に決定される。

齋藤委員:定期総会まではその部分は案ですね？

川上リーダー:全てが案である。規約も案であり人事案件も案である。

齋藤委員:決定したものに表決をもらうというのには多少の矛盾の言葉がある。

島森委員長:準備会が決定をしていかなければならない。決定したものを総会にかけてそれを表決してもらいそこで決まれば規約として成立する。

川上リーダー:これは案を決定するということである。案を総会にかけ議決されればそれが正式なものになる。

島森委員長:代議員の数が決定できないのであれば事務局の方で各まちづくり協議会での役員と代議員の比率等を調べてもらい案として出してもらえないか。

我々のまちづくり規約委員会も5回目となるので、堂々巡りはやめにして前に進んでいかなければならない。規約委員会の委員の皆さんも理解の上議論を進めていただければもう少しスムーズにいくのではないかとと思われるのでよろしく願いたい。

岩崎委員:富澤副委員長が総会は富士センターで行い、人数はコロナの関係で今は50人が限度であ

ると言われたが、コロナが終わると100人迄が可能である。そうすると50人で考えていくのか100人で考えていくのか、或いは50人でスタートし数か月後に100人に訂正するのかどちらでいくのか？

富澤副委員長：まちづくり協議会設立の目標が11月頃である。コロナの問題でその時にできなければ今までやってきたことに意味がなくなってしまう恐れがある。多い少ないは別にしてそこで評価をしてもらうこと、採決のできる数字であれば50人であれ60人であれどうかと思われる。代議員の人数を本日ここで決めることができれば良いと思ったが、島森会長の発言のように事務局より参考を出してもらいそれにあわせてやっていけばよい。全体的に見た時に第三小学校区としてはできる範囲のことをやるしかない。

島森委員長：とりあえず50人以下とし傍聴をできるようにしてやればよいのではないかと。

設立総会を開くということは協議会を設立するということである。

川上リーダー：設立総会を目指して代議員の数が云々というのはあり得ない。あくまでも総会で規約が可決されればまちづくり協議会として正式に動き出すということである。

その時に決まった内容で当面の間はいくことになる。設立総会の前と後で異なるというのはありえない。設立総会に出すのは案を決定して、その案を議題としてかけて可決されて協議会の正式なものとなる。

島森委員長：12条について、人数的には役員と代議員の比率を検討してもらい次に行ってはどうか。

保科係長：12条については追加の参考資料として既に設立がなされている協議会の構成等の例を次回の会議に持ってくるので、本件は次回に先送りとする。

引き続き、13条以降をこれから検討する。

13条は「役員会」についてで、「役員」は8条で決定している。この役員で作るのが「役員会」である。「役員会は会長が招集し、監事を除く役員をもって構成する。」「会長は役員会の議長となり、議事を整理する。」「役員会は次の事項を審議し、決定する。」審議事項としては(1)～(4)の通り。(A)、(B)、(C)を見ると、(A)は内容が細かく分かれている。(B)では大きく3項に別れている。(C)は理事会となっており、構成が他とは異なっている。

福岡委員：会を成立させるための人数をうたう必要があるのか？

松岡課長：(A)、(B)、(C)についてマニュアルでは、役員会の充足数については総会の充足数の規定を準用するとなっている。

保科係長：資料1の4頁にある12条の第6項で「総会は代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」と同様の内容が役員会の方にも入らなければおかしいということになる。これをそのまま役員会の方に移す。

島森委員長：簡潔な方が良いので、富澤案の中にそれを入れておけば全部網羅できる。

保科係長：それでは富澤(案)の第13条に成立要件と議決要件を加えるものとする。

次回にはこれを整えてくる。

次に、他のところのように事業計画や予算、決算を細かく要綱を入れていないが、総会に付議する事項がそれらすべてを網羅していると思われるのでそれに関しては今のままでよいと思われる。規約の作り直しやまちづくり計画を作り直した時には必ず総会にかけることになる。

岩崎委員:(B)の協議会の運営に関する事項は入れなくてもよいのか?総会のことは役員会で決めるが、その他の場合は無いのか?

保科係長:それは最初の1条の文章の関係である。役員会の目的としてはこういうことをするという内容を入れた方がよいと思われる。(B)では2項が富澤(案)の最初の部分となる。第13条の第1項に「役員会は、総会に付議する事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。」をいれ、第2項に「役員会は会長が招集し、幹事を除く役員をもって構成する。」がはいることになる。富澤(案)の最初の文章と第2項を一本にすることになる。

岩崎委員:第13条、第3項の(5)に「協議会の運営～」を入れれば良いのではと考えた。

岡田部長:岩崎委員が言われたのは3項の(2)に該当するのではないかと思われる。

即ち「総会の議決した事項の執行に関する事項」で、要するに事業運営である。

島森委員長:総会に付議する事項と総会で決議した内容を執行する事項ですべてが網羅されていると思われる。

保科係長:議員の評議会の運営に関する事項イコール総会の議決した事項の執行と同じである。そうすると今の富澤(案)に役員会の成立要件と議決要件を追加した形で整える形になる。

第14条は部会がまだ決定していないため次回に先送りする。但し部会を独立して運営していくと考えると、後々部会の運営法を外付けにする必要があるかもしれない。従って規約ではそこまで細かく規定する必要は無いと思われる。部会においても会議を開くときには成立要件や議決要件が必要にはなるが、それに関してはそこまで細かく規約では決めないでそれぞれの部会の運営要綱を後々作っていく形の方が良いのではと思われる。

富澤副委員長:これについてはまだここでは触ることができない。

保科係長:第14条についてはまだこのままとする。

第15条の部会についても先送りとする。

第16条に関し、経費と会計は別とする。今考えられる収入としては市からの補助金、事業を行う場合の参加者による負担金、善意の寄付、その他お祭りの際の販売収入等があるので特にいじらない。

第17条は会計に関するもので、4月1日に始まり3月31日に締める会計年度である。第2項は(A)と(C)には入っていないが閲覧についての内容を入れる。これも特にはいじらない。

岩崎委員:第17条の2項の「協議会は、会の収入および支出を～」を「協議会は、会の収入及び支出を～」とする。

保科係長:第18条「監事は、会計年度終了後、速やかに会計監査を実施し、その結果を総会にて報告する。」について、3ページ第9条の「役員の職務」(6)「監事は、協議会の会計、資産及び事務の状況を監査する。」となっている。事務監査というのはこういう事業をやり、実績はこうであるという記録が残っているかを監査することである。そのためここでわざわざ事務監査というものを入れる必要があるのか。

橋本委員:業務監査という言葉はよく使うが、事務監査というのが監査の一環としてやっている数字のチェックをするというのであればあえて事務監査はいらないと思われる。

業務監査は決められルール通りに実行されているかどうかを監査する行為のことである。それは監査がやることではなく別の人がやることが多い。

保科係長：前回の会議では会計だけではなく事務の状況の監査をしなければならないという話があった。会計監査はあくまでも決算のために年度ごとにやらなければならない。

事務の状況の監査というのはその度ごとにやっているかどうかを確認しているとの認識であるのか？会計監査というのは基本的にお金の出し入れと台帳のチェックを監査することである。

島森委員長：事務監査は会計監査で把握できると思われる。

保科係長：では事務監査は特になしで()書きの部分の無い文章でよいものとする。

第18条としては「監事は、会計年度終了後、速やかに会計監査を実施し、その結果を総会で報告する。」とする。

7ページの「委任」条項である第19条は「この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が委員会に諮り別に定める。」であり(A)、(B)、(C)ともおおむね同様の内容である。これは特にこのままで問題はないと思われる。

ここから下は富澤(案)には入っていない。1ページ目の第5条に「事業」として入っていた「協議会は次の事業を行う。」に入っていた内容が2回目の会議の時にこれは事業ではないのではないかということで抜いたものを、「運営の原則」になるのではないかということでこちらに動かした。「代議員に関する条項」は先程第12条で話してきた内容であるので次回以降に先送りする。

あとは「事務局に関する条項」があった。「個人条項の保護」については入っていなかったが必ず追加して入れる必要がある。「情報の公開・共有」は(B)には入っていなかったが(A)と(C)には入っていた。内容は「協議会の会議録及び会計帳簿については原則として公開する。」である。会計帳簿に関しては要求があれば閲覧を認めなければならないと入っている。(C)では細かく入っており「運営とか事業は広報やインターネット等を通じて、会員に情報提供を行うとともに、広報に勤めるものとする。」となっている。

(A)だけにある「解散」の条項に関しては(B)、(C)には入っていない。他を見てもあまり入っていない。これに関してはどのように例示したのから反映させていくかであり検討をしていただきたい。

島森委員長：協議会は行政が承認した団体である。第三小学校区の協議会が解散する時には行政から良い・だめということがあるのか？

保科係長：解散の届出という条項はまちづくり協議会認定要綱の中の第7条にあり「協議会の代表者は協議会が解散したときは速やかに解散届出書を市長に出さなければならない。」となっている。これは届出であり市長が認定するものではない。

そのように考えると解散の要件も(A)のように入っていなければおかしい。そのため解散の条項は規約案に追加するか？

富澤副委員長：本来まちづくりそしてまちおこしをやるうというときに解散を考えるのはどうか。

解散はあってはいけないことである。

保科係長：それでは解散の条項は入れないこととする。

「個人情報の保護」に関しては条文を追加するものとする。(A)案では「別に規定を定めて適正に運用する」となっている。(C)では「当初の目的以外の目的のために利用してはならな

い。」としている。これに関しては(A)、(B)、(C)以外のものも参考にし、次回までに案として条文を考えてくる。

「情報の公開・共有」に関し、会計帳簿については会計の部分で公開することをうたっている。会議録の公開に関しての公開がこれに含まれてくるとされる。

総会、部会、役員会に公開を追加してもよいか。

福岡委員:補助金の公開の仕方の決まりごとがあるのか。

保科係長:補助金の実績報告書に関し、市が出している補助金は第三者から要請があれば情報公開条例に基づき公開をしなければならない。

福岡委員:ということはそういう方法をうたわないといけない。

保科係長:補助金の交付要綱にはそういう条項は出していない。市の公開情報条例の中で決まっている。

富澤副委員長:総会資料の提出が求められる。

保科係長:部会の会議の要点録のようなものの公開要求が来た場合どのような対応をするかについては、それぞれの部会の運営の要綱をつくりだしてもよいのではないかとされる。

島森委員長:協議会の会議録および会計は原則公開となっているのでそれでよいと思われる。

保科係長:それではそれをそのまま追加とする。

市は市で運営に関する条例で動いているが、協議会は協議会の運営に関するルールで動くことになる。

齋藤委員:まちづくり協議会は市の末端組織ではない。

保科係長:補助金の実績報告書に関しては市に報告してきたことになるので市の文書になる。そのため第三小学校区でない人が第三小学校区の補助金がどのように使われているのかという情報公開請求をすれば市は出さないといけなくなる。

自治会も同様に市の末端組織ではないが、その中で補助金をもらい実績を報告している。そしてその実績報告書は市の文書となる。

(A)の個人情報の保護と情報の公開については、富澤(案)には入っていないが追加して入れることにする。

事務局に関する情報については、事務局を役員から除いている関係で事務局の運営に関して情報を追加した方が良いのかどうか。

島森委員長:事務局監査については省くことになっている。

保科係長:役員はそれぞれの職務がうたわれており、事務局は役員ではないため事務局に関する規約の中に情報が何も入っていない状況になっている。そのため(A)のように事務局はこういうことをするという事務局の事務を規約の中で定めておいた方が良いのではないかと。 (C)は二つに分かれているが(A)と言っていることはほぼ変わらない。事務局に関する条項も追加するものとする。

島森委員長:(A)案でよいと思われる。

保科係長:事務局に関する条項も加えることとする。

先送りした7ページの「運営の原則」については前文に入れた方がよいのではという話があったがどのようにするか。当初は第5条のところにあった。

川上リーダー：書くのであれば7頁「運営の原則」の(3)「まちづくり準備会で培ってきた、関心が高い項目を重視した事業の促進に関する事」という書き方は好ましくない。準備会で培ってきたのはそこまでの過程であってこれからのまちづくり協議会を更に発展させていく上で大枠は無くならないが準備会そのものは無くなってしまいう可能性がある。従って敢て準備会を出す必要は無いと思われる。書くのであれば(C)にあるように「民主的な運営」とか「参加の公平性」とか「情報公開」とかが原則的な内容であると思われる。

齋藤委員：「原則」と「理念」は言葉としてニュアンスが違う。「理念」は会社では「社是」である。

保科係長：活動によって達成すべき目標が「理念」である。「運営の原則」というのはどちらかという内向きな部分が強い。

齋藤委員：「原則」は屋台骨で、「理念」は外壁のようなものである。

島森委員長：原則はこれでよいと思われる。(6)の「その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること」は分からないのでやめた方がよい。

保科係長：これを第三小学校風に追加をする。(6)は省くものとする。

本日はこれまでとし、次回の会議に関しては大きく状況が変わった時には相談をさせていただくが、第6回規約検討委員会は8月29日(日)15時からとする。

以上